

「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」
による相談活動等の実施状況について（平成26年度）

1 条例の概要

(1) 目的

この条例は、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく社会の対等な構成員として安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与することを目的としています。

(2) 条例の主な特徴

① 「障害を理由とする差別の禁止等」と「合理的配慮」

条例では、障害を理由とする差別の禁止等を10の分野にわたって具体的に規定し、これを禁止しています。（条例第7条第1項）

また、障害のある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、性別、年齢及び障害の状態に応じて、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（条例第7条第2項）をしなければならないと規定しています。

② 「虐待の禁止」

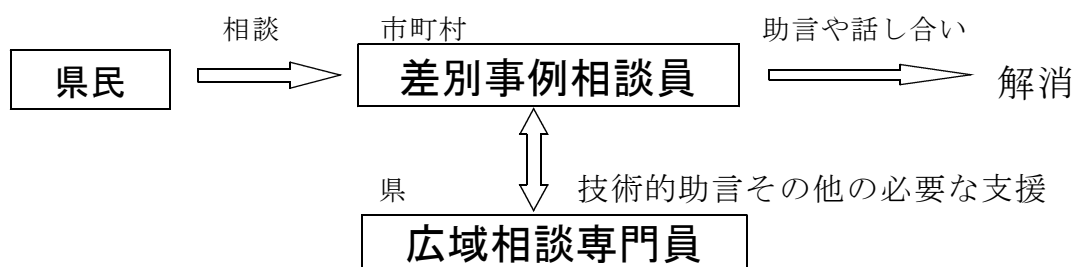
何人も、障害のある人に対し、虐待をしてはならないと定めています。（条例第7条第3項）

→障害者虐待に関することは、障害者虐待防止法で対応します。

(3) 相談の仕組み

「障害を理由とする差別の禁止等」に関する相談体制は、市町村と連携・協力して取り組むこととしています。

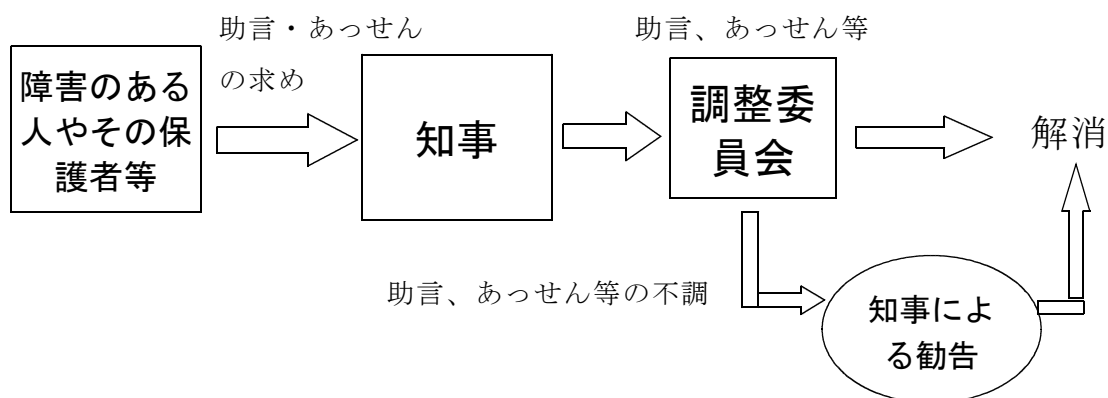
市町村で差別等の相談業務を行う相談員（以下、差別事例相談員）に対し、技術的助言その他必要な支援や、相談事例の調査等行うため、広域相談専門員を平成26年4月1日から設置しています。



(4) 事案解決の仕組み

差別等に関する相談については、相談員による解決が困難な場合、事案解決の仕組みとして、第三者の委員からなる「沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会」を設け、助言やあっせんを行うこととしています。

平成26年度は、調整委員会への助言、あっせんの申し立てはありませんでした。



(5) 理解促進への取り組み

県は、障害のある人に対する誤解や偏見をなくし、理解を深めるための啓発活動を推進することを定めています。(条例第18条)

2 相談活動の実施状況

(1) 相談体制

県（広域相談専門員） 3人※1

市町村（差別事例相談員） 136人※2

※1 広域相談専門員：平成26年4月1日配置

※2 平成27年3月31日現在の調査。相談員数は直営、委託を含む

(2) 相談件数

①相談件数

【県】

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間に寄せられた相談件数は93件で、その内訳は、障害を理由とする差別又は不利益に関する相談が1件、合理的配慮に関する相談が0件、つらい事いやな事に関する相談27件、その他意見等が65件でした。

また、対応件数は414回で、1件当たり平均4.4回の対応を行いました。

【市町村】

平成26年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日)における県条例に基づく対応状況を調査したところ、障害を理由とする差別又は不利益に関する相談が0件、合理的配慮に関する相談が2件、つらい事いやな事に関する相談13件、その他意見等が14件でした。

また、対応件数は157回で、1件当たり平均5.4回の対応を行いました。

※41市町村の回答のうち、相談件数の報告があったのは12市町村

【県+市町村】

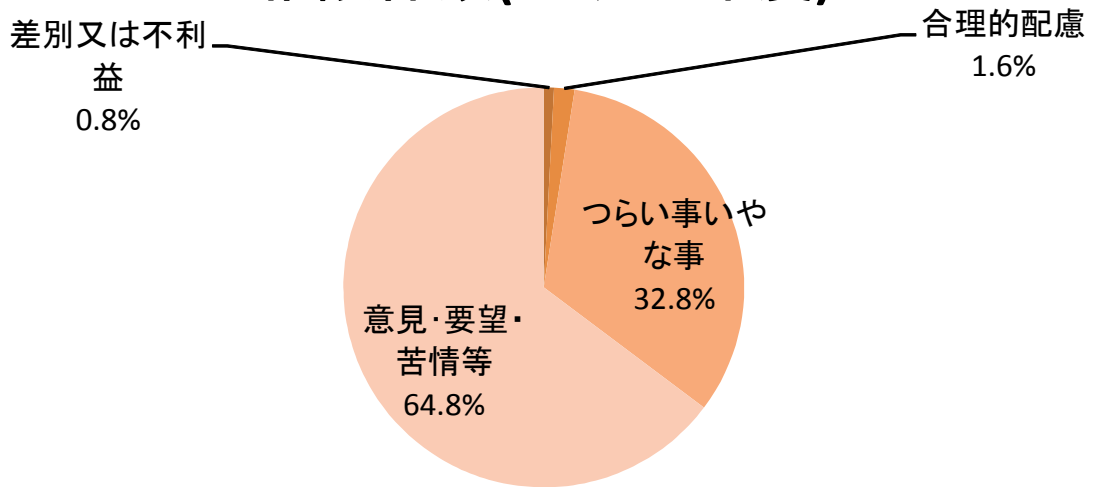
相談件数（平成26年度）

	差別又は不利益	合理的配慮	つらい事いやな事	意見・要望・苦情等	計
県	1(63)	0(0)	27(122)	65(229)	93(414)
市町村	0	2(8)	13(85)	14(64)	29(157)
計	1(63)	2(8)	40(207)	79(293)	122(571)

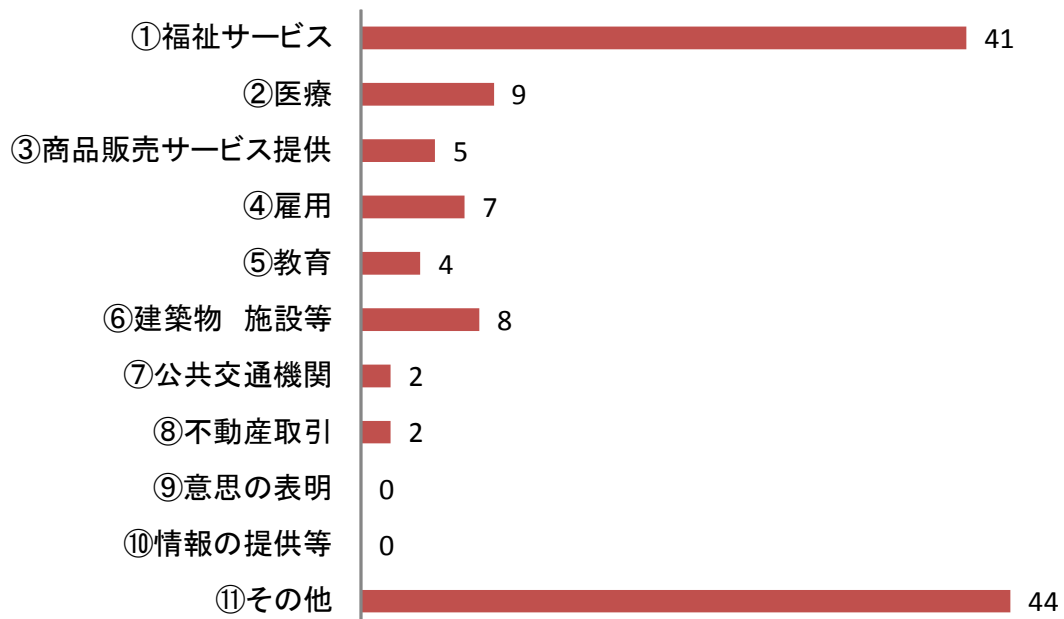
※（）は対応回数

※障害を理由とする差別又は不利益取り扱いに関する相談、合理的配慮に関する相談件数は、相談員が調整活動を行った上で最終確認が取れている数。

相談件数(平成26年度)



平成26年度相談件数(分野別)



②相談事例

ア 差別又は不利益取り扱い

相談内容	対 応
障害者福祉施設の利用時に食事の提供について条件を付けられた。	<p>事実確認をしたところ本人と事業所双方に内容の相違が見られた。相談者の希望により、相談員を交えた三者での話し合いや改善策の提案等に係る数回の調整活動を実施。</p> <p>事業所からの謝罪や改善策が示され、相談者、本人共に納得し終結。</p>

イ 合理的配慮

相談内容	対 応
町営団地において駐車場から自室の間に段差があり、車椅子だけで駐車場から自室まで行けない。	町役場が担当課へ段差除去を依頼したところ、調査・確認が行われ、結果、段差は除去され解消。
市民図書館における障害者が利用する際の配慮について指定障害福祉サービス事業から相談があった。	市が図書館側との協議や県広域相談専門員へ相談。結果、事前に事業所等より来所の連絡がある時には、図書館側が障害者スペースを設置し、優先席であることを掲示することとした。

ウ その他（調整活動に至らなかった事案）

相談内容	対 応
商業施設において、盲導犬の入店を拒否された。（メール）	県から身体障害者補助犬法に基づく相談窓口へ引き継ぎ終結。
学校において教師から差別的な発言があった。	学校側への事実確認は保護者が拒否。保護者自ら学校に確認し学校側から謝罪があった旨の報告を受け終結。
障害を理由にアパートの入居を断られた。	<p>市が不動産業者等多方面に対し障害者に対する差別禁止等について周知啓発を行っている旨を伝え納得。</p> <p>相談者から別アパートの契約ができたとの報告を受け終結。</p>

進学希望先の学校で受け入れは厳しいと言われた。(メール)	在籍している学校の特別支援教育コーディネーターに進学の相談を受けるように助言し終結。
------------------------------	--

③分野別相談事例

ア 福祉サービス分野 (41件)

- ・ 事業所の支援員の言動に対する苦情。
- ・ サービスの内容、量への不満。
- ・ サービス等利用計画についての相談、作成についての苦情等。

イ その他分野 (44件)

- ・ 身内への不満。
- ・ 適切な相談窓口を教えて欲しい。
- ・ どこに行っても話を聞いてくれない。
- ・ 生きづらさ、思いを聞いて欲しい等。

3. 普及・啓発活動の実施状況

平成26年度は、普及・啓発活動として「ココロつながるプロジェクト」等を実施し、障害のある人に対する理解促進に努めました。

普及・啓発活動の内容・実績

- (1) 大型商業施設でのイベントの実施 (県内5か所 参加者1,100人)
- (2) 啓発ソングを普及するお出かけイベント (計8か所)
- (3) 歌やスポーツ等の参加型イベントの実施 (参加者600人)
- (4) テレビCM、新聞、ラジオ、交通広告、ウェブサイトを活用した普及啓発
- (5) パンフレット、啓発グッズ等の配布 (26,000部)
- (6) 各種研修会への講師派遣(計10回) (中部福祉ネットワーク会議、ユニバーサル・ツーリズム推進セミナー、沖縄観光バリアフリー推進を考えるワークショップ、公共交通関係者会議、旅行業協会セミナー、南風原町身体障害者福祉協会等)

4. 相談員研修等の実施状況

- (1) 相談員研修 (県内3か所 (本島、宮古、石垣)、参加人数 76人)

差別事例に応じる相談員の資質向上を図るための研修を実施しました。

- (2) 行政職員向け心のバリアフリー研修 (県内3か所 (本島、宮古、石垣)、参加人数 58人)

県職員及び市町村職員を対象に、公共サービス窓口における配慮など、行政職員の障害のある人に対する理解を深めるための研修を実施しました。

5. 今後の活動

引き続き県民への理解促進を図るため、条例の周知・啓発を継続して実施していくとともに、市町村をはじめとする様々な関係機関・団体等とのネットワークの構築、相談員の資質向上に取り組めます。